

2 放送

(1) 概要

放送 (télédiffusion) は、1985 年法により、上演・演奏行為に追加された (122-2 条 1 項 2 号)。さらに、1997 年に 1993 年指令が国内法化され、衛星放送・ケーブル放送についても規定された。

放送とは、「あらゆる性質の音、影像、ドキュメント、データおよびメッセージを遠隔通信のあらゆる方法によって放送することをいう」(122-2 条 2 項)。したがって、放送は、電波による放送、インターネット放送、衛星放送、ケーブル放送を含む。衛星に向けて発信することも演奏・上演 (représentation) と同視される (同条 3 項)。

フランスでは、信号を送信すれば公衆への伝達行為があると捉えているが、欧州司法裁判所は、受信がなければ公衆に対する伝達行為とはいえないと捉えているようである (欧州司法裁判所 2015 年 11 月 19 日 C-325/14SBS Belgium 事件)。

また、一次的伝達行為は 122-2 条 1 項により上演・演奏行為として例示されているが、二次的な伝達 (再送信) が上演・演奏行為に該当するかどうかの問題となる。

(2) 再送信全般

「著作物を放送することの許諾は、再送信サービス提供者がこの著作物を取得した手段およびそれが使用する技術を問わず、その放送の再送信を含まない。ただし、放送の許諾を得た機関が、同時かつ全体的に、および契約に定める地理的範囲を拡大することなく送信する場合を除く」(2021 年改正後の 132-20 条 1 号) とされ、再送信を行うには、「反対の規定がない限り」(同条柱書)、別途の許諾が必要となる。

また、「著作物を放送することの許諾は、この著作物の放送を公衆がアクセス可能な場所において伝達することの許諾を意味しない」(同条 2 号)。したがって、放送をインターネット送信する行為は、別途の許諾が必要である。

(3) 衛星放送

著作物を電波を用いて放送することの許諾は、原則として、第三者機関を介してその著作物の受信を可能とする衛星に向け、その放送を発信することを含まない (132-20 条 3 号)。したがって、放送を衛星放送する行為は、別途の許諾が必要である。

衛星による受発信は涉外性があるが、準拠法の定め方については、受信国主義、発信国主義がありうる。フランスは、原則として発信国主義を採用し、自国内から衛星に向け発信する場合にフランス法が適用されるが (122-2-1 条)、他国から発信された衛星放送であっても、フランス法が適用される場合がありうる (122-2-2 条)。

(4) 電波による放送を集合宅内に再送信する場合

電波による放送の許諾は、非商業目的で集合住宅内に送信することの許諾を含む(132-20条4号)。かつては、電波による放送を集合住宅内に送信する行為も上演・演奏行為に該当すると判断されていたが(破毀院第一民事部2005年3月1日)、立法的に解決された。

132-20条4号は電波による放送の許諾のみを対象とし、ケーブル・衛星放送は含まないので、共同住宅でこれらを配信する場合は別途の許諾が必要である。

(5) ケーブル放送による再送信の集中管理

著作物を電波を用いて放送することの許諾は、ケーブル放送することの許諾を含まないので(132-20条1号)、放送のケーブルによる再送信(132-20-1条Ⅲ)行為には、別途の許諾が必要である。

放送を同時に、完全かつ未変更でケーブル送信することを許諾する権利は、集中管理団体によってのみ行使される(132-20-1条Ⅰ)。

(6) そのほかの再送信の集中管理

そのほかの同時、完全かつ未変更の再送信(オンライン送信を除く)を許諾する権利は、集中管理団体によってのみ行使される(132-20-3条Ⅰ)。

★目次★

http://www.tatsumura-law.com/attorneys/tomoko-inaba/column/?page_id=1237